

## 「甲州手彫印章」

## 伝統工芸士の実技試験を実施

ACTIVE KUMIAI

## 山梨県印章店協同組合

山梨県印章店協同組合(佐野武彦理事長)、「甲州手彫印章」伝統工芸士産地委員会(佐野弘和委員長)は、9月21日(金)甲府市大里町「武山堂」会議室において平成24年度「甲州手彫印章」伝統工芸士実技試験を行い、組合員1名が試験に挑んだ。



試験に挑む組合員

この試験は、実技試験及び知識試験によるもので、伝統的工芸品「甲州手彫印章」の製造に現在も直接従事し、12年以上の実務経験年数を有している者が受験資格の対象となる。当日は、伝統工芸士産地委員会の委員6名立会いの下、実技試験(木口彫刻)が行われ、受験者は6時間以内に課題作品「国民文化祭実行委員会印」を完成させ提出する。試験審査評価は6項目で100点満点となっている。

また、知識試験は、伝統的工芸品の製造に関する伝統的技術・技法、原材料及びその他必要な一般的知識の水準を判定することを目的として、全国一斉に10月5日に実施され、12月中旬には試験の可否が判定する。

伝統工芸士の試験は、伝産法(伝統的工芸品産業の振興に関する法律)第24条第8号に基づいて(一財)伝統的工芸品産業振興協会が行う認定試験であり、後継者不足等により低迷している伝統的工芸品産業の需要拡大を狙って、昭和49年に誕生した制度である。伝統工芸士は、

その産地固有の伝統工芸の保存、技術・技法の研鑽に努力し、その技を後世に伝えるという責務を担い、「伝統工芸の振興に努める」となる。

印章(印鑑)は平成12年に経済産業省指定の、国の伝統的工芸品に認定されたのを期に、山梨の「甲州手彫印章伝統工芸士」が生まれ、現在には18名だけが認定されている。



作品を手彫りする様子